平成○○年（フ）第○○○○号

否認の請求申立書

平成○○年○○月○○日

○○地方裁判所第○民事部　御中

申立人　破産者　○○○○株式会社

破産管財人　○　○　○　○

当事者の表示 別紙当事者目録（省略）記載のとおり

第１　申立ての趣旨

１　相手方は、申立人に対し、金○○○万○○○○円及びこれに対する平成○○年○○月○○日から支払済みまで年６分の割合による金員を支払え。

２　申立費用は相手方の負担とする。

との裁判を求める。

第２　申立ての理由

１　当事者

破産者○○○○株式会社（以下「破産会社」という。）は、平成○○年○○月○○日、○○地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、同月○○日午後○時、破産手続開始決定を受け、同時に申立人が破産管財人に選任された。

相手方は、・・・会社である。

２　偏頗弁済

　　・・・

３　偏頗行為否認

　　前記の事情を考慮すると、破産会社の本件弁済は、特定の債権者に対する偏頗行為であり、破産法１６２条１項１号イに該当するので、申立人は、これを否認する。

４　まとめ

よって、申立人は、相手方に対し、本件弁済による弁済金○○○万○○○○円及びこれに対する本件弁済の日である平成○○年○○月○○日から支払済みまで商事法定利率年６分の割合による遅延損害金の支払を求める。

証拠方法

（省略）

添付書類

（省略）